

# 陳 情

平成27年9月須賀川市議会定例会

陳情番号	受 理 年月日	陳 情 名	陳 情 者	資料 ページ
陳情第2号	H27.8.19	外国人の扶養控除制度の見直しを 求める意見書の採択を求める陳情	福岡県行橋市	1~38
			小坪 慎也	
陳情第3号	H27.9.24	(仮称)須賀川市民交流センター建設 工事地元企業への優先発注に関する 陳情書	須賀川市 須賀川市管工事協同組合 理事長 大塚博文	1~2
			須賀川市 県南電気工事協同組合須賀川 支部 支部長 芳賀降一	

# 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

須賀川市 議会 議長

## 陳情の要旨

- 1・国の制度の瑕疵により、担税力・生活実態にそぐわない形で課税の不公平が生じている。
- 2・厳格に徴税される日本人のみの世帯との格差が大きくワーキングプアの要因となっている。
- 3・厳しい地方財政を窮乏させていくため、国の制度を抜本的に改善すること必要がある。
- 4・地方都市が今後も存続していけるよう、若い世代が希望を持てるよう本意見書の採択を求める。

## 陳情の理由

国外に親族を持つ外国人、または外国人を配偶者とする者は、日本の扶養制度と無関係な国外扶養親族を日本人のみの世帯に比較し無尽蔵に申請できるため、簡単に非課税世帯となってしまう。これは国の制度の瑕疵であり、地方行政では対策ができない。よって、国に抜本的な制度改正を求めていく必要があるため、意見書の採択を求める。

## 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書（案）

海外に親族のいる日本で働く外国人や外国人と結婚した日本人の扶養控除の状況について、扶養親族が多いために控除額が非常に多額となり、所得税が課税されていない人が多数存在しています。

会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、扶養控除の額が年間300万円以上の者の扶養控除の状況として、扶養家族の人数は平均で10.2人に上り、中には26人が扶養家族になっているケースもありました。扶養家族を年齢別で見ると、稼働年齢層である23歳から60歳未満の成人の占める割合が半数に上っていました。さらに、扶養する家族が多いために扶養控除の額が非常に多額となり結果的に所得税が課税されていない人が、調査対象の6割近くに上っています。

その上、重要な問題として、海外にいるために所在確認や所得の把握が難しく、日本国内に家族がいる場合と比べて扶養親族として確認が不十分、或いは実態としては不可能な現状にも関わらず認定がなされているという現状があります。多くの控除を認めた結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるのみならず、課税額を算定基礎とする国民健康保険税や介護保険、保育料その他各種有償の行政サービス等へ影響を与えています。同じ仕事をして同額の賃金を受け取っている労働者であっても、国外扶養親族を多数申請できる者は優遇措置を受けることができ、そうでない者との間に大きな可処分所得の差が生じています。担税力を無視した状況を放置することは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

国の制度として外国人の扶養控除の問題を放置し、扶養の実態と差異がある状態で所得税や住民税を課税されていない人が多数生じている現状を容認することは、地方公共団体の徴税権を侵すものとなりかねません。さらに非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は税収減と支出増という二重の財政負担を強いられています。

こうした問題点が多数存在することから、自治体職員に法定受託事務上の過負荷をかけるだけの国外扶養親族の証明の厳格化のみならず、国民を対象とした制度の本旨に立ち返り、また税負担の公平性を確保する観点から、児童手当こと旧称子ども手当と同様に国外扶養親族の原則廃止など、扶養控除制度の抜本的な見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。



平成 27 年 8 月 9 日 小坪 慎也

住所 : 福岡県行橋市

連絡先 :



## 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書（案）

海外に親族のいる日本で働く外国人や外国人と結婚した日本人の扶養控除の状況について、扶養親族が多いために控除額が非常に多額となり、所得税が課税されていない人が多数存在しています。

会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、扶養控除の額が年間300万円以上の者の扶養控除の状況として、扶養家族の人数は平均で10.2人に上り、中には26人が扶養家族になっているケースもありました。扶養家族を年齢別で見ると、稼働年齢層である23歳から60歳未満の成人の占める割合が半数に上っていました。さらに、扶養する家族が多いために扶養控除の額が非常に多額となり結果的に所得税が課税されていない人が、調査対象の6割近くに上っています。

その上、重要な問題として、海外にいるために所在確認や所得の把握が難しく、日本国内に家族がいる場合と比べて扶養親族として確認が不十分、或いは実態としては不可能な現状にも関わらず認定がなされているという現状があります。多くの控除を認めた結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるのみならず、課税額を算定基礎とする国民健康保険税や介護保険、保育料その他各種有償の行政サービス等へ影響を与えています。同じ仕事をして同額の賃金を受け取っている労働者であっても、国外扶養親族を多数申請できる者は優遇措置を受けることができ、そうでない者との間に大きな可処分所得の差が生じています。担税力を無視した状況を放置することは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

国の制度として外国人の扶養控除の問題を放置し、扶養の実態と差異がある状態で所得税や住民税を課税されていない人が多数生じている現状を容認することは、地方公共団体の徴税権を侵すものとなりかねません。さらに非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は税収減と支出増という二重の財政負担を強いられています。

こうした問題点が多数存在することから、自治体職員に法定受託事務上の過負荷をかけるだけの国外扶養親族の証明の厳格化のみならず、国民を対象とした制度の本旨に立ち返り、また税負担の公平性を確保する観点から、児童手当こと旧称子ども手当と同様に国外扶養親族の原則廃止など、扶養控除制度の抜本的な見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

議 会

意見書第 号

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を会議規則第13条により提出  
します。

平成 年 月 日

提出者 議員

賛成者 議員

賛成者 議員

賛成者 議員

賛成者 議員

賛成者 議員

議会議長 様

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、  
厚生労働大臣、内閣官房長官



## &lt;扶養控除の人数について、増減させたシミュレーション結果&gt;

## シミュレート条件

家族構成: 夫、妻、子1人(3歳児未満: 扶養控除対象外)

年間所得: 200万円(収入: 311万5千円)

	日本人世帯	外国人世帯
市県民税	133,500円	0円
所得税	62,000円	0円
保育料	427,200円	108,000円
総額(年額)	622,700円	108,000円

## 所得税及び住民税シミュレーション

※1 日本人世帯: 全員日本国籍であり、所得上、祖父母を扶養できないと仮定。

※2 外国人世帯: 本人、もしくは配偶者であり、海外に居住する血縁者を簡便に扶養控除に入れることができると仮定。

※3 基礎控除、配偶者控除、扶養控除の3つの控除のみを所得控除として計算

(出典: 行橋市議会 平成25年度12月定例会 一般事務に関する質問(質問者 小坪慎也)に対する執行部答弁より。)

## 非課税に至る数居の低さ ～ 僅か4名の扶養控除

上記表の外国人世帯とは、妻を含め5名の扶養です。日本人世帯との差は僅か4名に過ぎず、外国人であれば簡単に非課税世帯にできます。異常とも言える多数の扶養をとっていなかったとしても、大きな格差を産んでいます。

## 若年ワーキングプア層における格差

「①日本人夫妻と子どもの場合」と「②夫若しくは妻が外国籍の場合」を比較して質問を行いました。同じ仕事、同じ収入(所得)で、同じ家族構成だったとしても、**年間で51万4700円もの大きな差**になります。所得が200万円の条件において、主だった制度のみの試算であっても**所得の約4分の1にあたる50万円以上の差**が出てきます。

## シミュレートモデル外の状況 ～ 市議会では問えない領域

市議会における質問のため、市に特化して質問を行っています。国・県の他の減免処置を考慮するとこれ以上の格差となり月額5万円以上の差額が生じるものと考えられます。また子供の数が増加した場合の試算やワーキングプア状態で祖父母を実際に扶養した場合の可処分所得の格差は、これ以上に凄まじい格差になると考えられます。

## 高額所得者の場合 ～ 収入1000万円の場合

平成25年度9月議会においては高額所得者が「非課税世帯になるシミュレート」を問うたところ、収入1000万円の夫妻(配偶者控除あり)の場合の市県民税は、扶養0人: 71万円、10人: 38万6000円、20人: 4500円、30人で税額0円(非課税)となることが執行部答弁よりわかりました。

## 税理士による当制度の悪用を助長するweb 広告が蔓延 ～ 違法行為ではない問題

違法行為ではないため、「外国人なら扶養控除で税金がこんなに安く!」という内容で、web 広告がすでに蔓延しております。30名の扶養控除を税務署に認めさせた実例を広告している税理士がいることを議会で指摘、一般的な手法となっていることは明らかです。本制度を利用していない外国人労働者は少数ではないでしょうか。

## 日本人女性への結婚差別 ～ 姻族3親等の問題

外国人と婚姻関係を結んだ場合のみ、税額控除において大きなアドバンテージを受けることができます。低所得者にとっては生活レベルが一変するレベルの控除、また高額所得を得る者にとっては異なる税制体系かのような控除を受けることが可能です。日本人女性が結婚において差別されているのと同義であることを議会で指摘しました。

## 恵まれない外国人がわからない ～ 高額所得者であっても非課税にカウントされる危険性

前述のように実際に30人の扶養をとった実績を誇る税理士がおり、また会計検査院でも26人もの扶養をとっている外国人の存在が指摘されました。常に高額な所得があり、余裕のある生活を送っていたとしても、非課税世帯に分類されている可能性があり、本当に恵まれない外国人の実数把握が困難です。真に生活に困窮する外国人に対し、どの程度の人道上の手当てが必要なのか把握することができません。

## 日本人中小企業経営者への差別 ～ 中小企業の税制への悪影響

家族経営などで運営される企業の場合、経営者（もしくは配偶者）が外国人であった場合、同一条件の企業であれば日本人の中小企業のみが一方向的に敗退してしまう。人件費として処理し本制度を多用すると、日本人経営者に比較して多大な税制上のメリットが生じるためだ。特に、仕入れ原価が商品品質に多大な影響を与える飲食業界、例えば焼肉屋を例に挙げると、同じ商品代金を支払ったとしても原価に多くを割ける外国人経営の焼肉屋のほうが美味しくなる。

## 日本人の低賃金化 ～ ワーキングプアの量産

外国人のみは、生活のイニシャルコストが極めて低く、同一労働・同一賃金であっても日本人比で月額5万円近くも安く求職できることになる。よって製造業を始めとした、ある意味でのセーフティネット、日雇い労働等の単価が不当に押し下げられていく実態がある。不当に押し下げられた賃金により、厳格に徴税を受ける日本人のみはワーキングプアに転落してしまう要因となっている。

## 外国人労働者を安く使うための扶助に転用 ～ 大企業のみが利益をあげる

地方自治体の福祉予算を原資とし、賃金を押し下げられるための生活扶助費に転用されている構図にある。各種セーフティネットにフリーライドできる外国人は生活できる、大企業も人件費を抑えることができる。しかし日本人の目線から見ると、賃金は不当に押し下げられるておりデフレ脱却を困難にする要因となる。

## 国の制度の瑕疵 ～ 地方自治体の徴税権の侵害及び福祉予算の圧迫

本問題は国税（確定申告）等に起因するものであり、地方自治体ではどうしようもない。国の制度の瑕疵であることは明白であり、実態調査のみならず直ちに国に改善を求める必要がある。

### 1 課税の適正の確保

課税の現場において、日本国民と在留外国人の格差、つまり不公平が顕著となっているため、その是正措置を求める。すなわち、現行の法令及びその運用主体たる政府並びに地方自治体において、制度上、予算上又は人員上の制約若しくは瑕疵により、結果的に在留外国人への過剰又は不適正な優遇状態が生じており、実質的に地方自治体の徴税権が侵害されている。

具体的には、市県民税及び国民健康保険税（料）の減免事由たる扶養控除制度等が悪用されていることによる課税の不公平の発生であり、その是正、つまり課税の適正化を確保するための制度的、予算的及び人員的な措置の実施を直ちに求める必要がある。

### 2 各種給付の適正の確保

前述の課税上の不公平が放置されてきたことにより、本来なら不支給又は支給停止とすべき事由の存する在留外国人にも、非課税世帯となることでその他の各種給付及び大幅な減免が実質的に無条件で支給され、政府及び地方自治体の財政を圧迫し続けている。その是正、つまり各種給付の適正化を確保するための制度的、予算的及び人員的な措置の実施を直ちに求める必要がある。

### 3 日本国民のワーキングプアの解消

前述の課税上の不公平及び各種給付上の不公平が放置されてきたことにより、国民、特に若年層は、在留外国人と比べ、徴税・給付の両面で不利益を受けている。具体的には、同一労働同一賃金であろうと、日本人のみの世帯と在留外国人を含む世帯では、徴税される額と給付を受ける額の差が年間で数十万円あるいはそれ以上となり、可処分所得において大きな格差が生じている。

これは日本国民のワーキングプア現象の要因の一つであり、本制度を放置すれば①デフレの悪化、②少子化の促進、③地方自治体の衰退、④地方財政のさらなる悪化、⑤職業技術の途絶、⑥景気後退、⑦外国排斥気運の激化といった負の連鎖を生じるのは明白であり直ちに改善を求める必要がある。

国の制度の瑕疵により、地方自治体の予算を原資として外国人の生活扶助を行っている構図にあり、結果として労働単価を不当に押し下げてしまっている。困窮者を救うためのセーフティネットが日本人イジメの原資として運用されている実態にある。各種減免処置に容易にフリーライドできる外国人と異なり、厳格に納税せざるを得ない日本人のみは生活に困窮していく結果となり、デフレ脱却を困難にしてしまうのみならず、少子化にも大きな悪影響を及ぼし、特に地方における若者を困窮させることは明白である。

会計検査院により本問題が明かされた今こそ、地方行政より国政に声を届けることで、不公平な制度の改善を行うことが強く求められる。

## 地方議員の先輩方へ

地方議会の諸先輩方にこのように不躰なお願いをさせて頂きましたのは、本制度における「大きな差」が地方財政を原資としてしまっているためです。単に税金が安くなるのみで生じた差ではありません。地方自治体から講じられている「非課税世帯」を基準とした各種の減免対象となっているためなのです。国が徴税できなくなった額よりも、地方自治体が（実態にそぐわない形で）支出してしまっている有償の行政サービス（保育料・公営住宅・国保税・介護保険等）の金額のほうが遥かに多いのです。

これは合法である以上、国の制度の問題です。地方議会で論じるべき内容ではないと思う先輩議員もおられるかも知れません。しかしながら、国の制度の瑕疵により、財政上の負担を強いられている被害者は地方自治体であり、地方議会より声を挙げるより他、抜本的な改善の道はないと考えました。地方自治法第99条に基づき、全国の自治体が足並みを揃えて問題提起することでは、また地方議員の多くが実態を把握・周知していくことでは、法改正を伴う抜本解決は不可能です。

国は、恐らく本制度を改正する意思が弱いと考えています。私は、様々なロビー活動を展開、ネット発信を駆使し、それらの世論を受けて国会にも陳情に行きました。三権より独立した機関、会計検査院が調査に乗り出し、実態も明らかになりました。添付の関連資料のように、政権与党より出される税制改正大綱にも多くのページが割かれております。国税庁から各法人に制度改定の通達も出されました。

しかし、書類の厳格化に留まり、制度の抜本改正はなされておりません。国外の外国人を扶養親族とできる者（外国人または外国人を配偶者とする者）は、書類さえ整えれば、**今まで通り扶養控除を受けることができる**状態に変化はないのです。

想像にはなりますが、国ともなりますと難しい問題もあるのでしょうか。本制度があることで「外国人が安価な賃金で働ける」状態にあります。地方自治体からの手厚い行政サービスのおかげで、生活のイニシャルコストが遥かに安い。また、外国人労働者の安価な賃金に引きずられ、特に**地方に住む日本人の若者の賃金を安く据え置く**ことができる。この状態を利益だと考える者は、外国人以外にもいるのでしょうか。根本的に変えるとなると、**経団連等、大企業の顔色**を伺う国会議員や官僚も多いように思うのです。ただでさえ厳しい地方財政を原資に、担税力に拠らず実態として外国人の生活を扶助し、結果として賃金を抑え日本人イジメとなっている制度が放置されてきた理由は、他にあるのでしょうか。



一期も務め上げておらぬ新人ではありますが、地方行政の一般事務を監査する、地方議員とは責任ある大命だと誇りを持っております。ただでさえ厳しい地方財政がこのような形で、実態としては必要ない層への扶助・大幅な減免を行っていること、結果として若者を苦しめていていることを看過することはできませんでした。

単独でできることは、やり尽くしたと思います。HPのアクセスも月平均で60万人が訪問、数百万アクセスを叩き出し続けており、広く世論にも訴えました。先ほどは国の苦言も述べさせて頂きましたが、国としてもあれが精一杯なのでしょう。

度し難いのは、私の同世代がどのような思いで働いているかという実態が政治の場においてしっかり議論されていない点です。ワーキングプア、地方の疲弊、若年雇用、少子高齢化、再三論じられておりますが、主役として若者を見てもらっているとは感じません。「福祉財源」として見られているだけであり、自治体消滅も職員雇用の観点が透けて見えます。にも関わらず、厳しい福祉財源を何に使っているのでしょうか。

結果、私たちの世代はどうなるのでしょうか。次の世代はどうなるのでしょうか。もう私たちの世代は、過酷なまでに増えすぎた高齢者を支えることは難しいほどに、生活実態は減茶苦茶なことになっております。その一因として、本制度が背景にあるのであれば、私はその全てを捧げてでも彼ら若者の側に立ちたいのです。

そして多くの諸先輩方が、本心から「地域を守る」「この街に住まう若者たちの未来を守る」と共に立ち上がって頂けると心から信じるものであります。私たち地方議員には大企業の思惑も（国会議員や官僚とは異なり）関係ありません。おかしいことに口をつぐむために、苦しい選挙を戦ったものではありません。

全てを捧げると言いましたが、実際、今回の印刷費、郵送費の費用負担は相当なものです。全国1700に及び地方議会のすべて、都道府県議会に本書を送付しております。政務活動費を充てることができるわけなく、私費より賄う他ありません。片田舎の市議の給料ですから皆様の想像通りの状況でして、来年に改選を控えた状態で全ての貯蓄を投じました。完全に使い果たしました。ゼロです。

当然ながら、まともに選挙を戦える経済状態にはありません。web上で集めた個人献金に、回せる経費を少しでも回し続けて捻出した費用で、本書の郵送費は賄いました。そうして届けた言葉は、きっと先輩方の胸に届くと信じて、信じて書きました。

先輩方へ。私は、地方議会は素晴らしいなと思っています。最も有権者に近く、目の前に世論があるポジションです。私たちがしっかりし、着実に動いて行くことで、未来を切り拓けると本心から信じております。議員各個人がバラバラに動くのではなく、それが議決・意見書採択として形を為した場合、それこそが最も国民に近い世論であると確信しております。

多くの意見書があがろうとも、それが具体的な動きに結ぶことは確かに少ないのが実態です。地方自治法99条などは、ただのガス抜きであると笑う方もいます。それで口をつぐむのであれば、私はとっくの昔に地方議員など辞しているでしょう。諦めることが許されないのが政治家の生き方だと教わりました。「信じてください」と有権者に言ってしまったあの日を、私は忘れるつもりはありません。

執行部の権限は強力ではありますが、私たちにしかできないことがあります。それは意思を示すということです。議会からしか、目に見える形で意思表示を行うことはできません。二元代表制にあって、執行部にも負けぬ力を議会は持っています。

税制を変え、税法を変える。狙いはここです。法改正を求め、地方議会から発信する。余りの敷居の高さに、荒唐無稽に思えるかも知れません。私にも自信はありません。しかし、どう考えてもここから先は地方議会が動くより他、事態を打開する術はないように思います。やらないという選択肢はありませんでした。

次は、私はもう議員ではないかも知れません。だけど、いや、だからこそ、届くべき方の元に資料が届きさえすれば、きっと動く。政治は動く、信じたいからこそ、信じているからこそ、一人でも多くの地方議員の先生に届くよう本意見書を送付させて頂きました。もし良ければ、本資料は印刷して全議員に配布をお願いします。

意見書(案)は、どのように修正して頂いても構いません。郵送の可否など各種の手続きあるかと思いますが、(本書を無視しても構いませんので)議員側から提出等、無理をお願いできないでしょうか。何卒、意見書の採択をお願いします。

地方議会の誇りにかけて。

行橋市議会議員

小坪しんや

Email : 

住所 : 福岡県行橋市 

事務所 : 

# 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

## 関連資料

- ① 添付資料漫画（インターネット広報に用いた物）
- ② 商用誌掲載時の原稿
- ③ 会計検査院 平成25年度決算検査報告の概要  
（8）特定検査対象に関する調査状況  
～日本国外に居住する控除対象扶養親族の適用状況について
- ④ 平成27年度税制改正大綱、及び国税庁送付資料

にわかには信じがたい問題のため、非常に大量となってしまいました  
が関連資料を添付させていただきます。web発信に用いた漫画、一般質問の  
執行部答弁をベースにした出版済みの原稿、それらのベースとなった会  
計検査院の報告書、及びそれを受けての税制改正大綱への反映、及び国  
税庁からの通達になります。

行橋市議会議員

小坪しんや

# 外国人特権の扶養控除制度の見直しを 求める意見書（案）

## 添付資料漫画

行橋市議会議員 小坪慎也

中國人民大學經濟學系  
（附）

馬列著作

# ようこそ 腹黒税理士事務所へ

あたし腹黒法子

 **腹黒税理士事務所**  
Haraguro Tax accountant office

外国人の皆様の生活をサポートします。

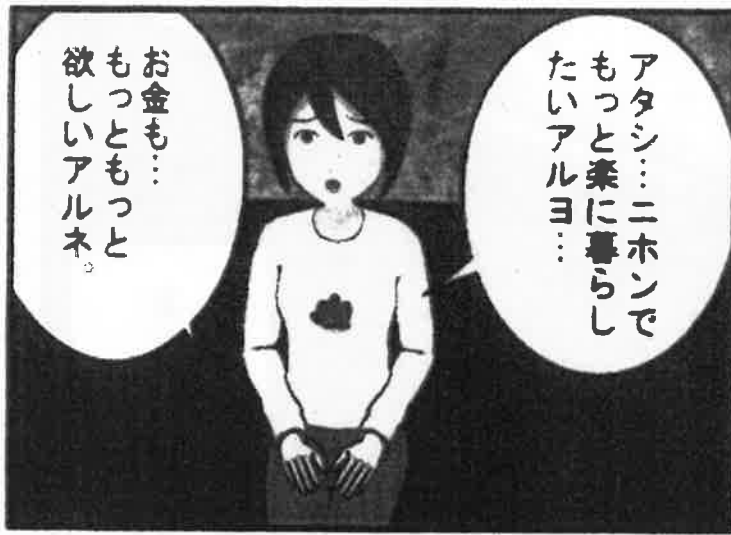
扶養控除・生活保護等々の手続き承ります。税理士 腹黒法子



外国人の幸せのために  
頑張る税理士です♪

今日もまた外国人の  
お客様があたしの  
助けを求めてやって  
きたわ♪





お金も：  
もつともつと  
欲しいアルネ。

アタシ…ニホンで  
もつと柔に暮らし  
たいアルヨ…



さて…  
今日はどのような  
御相談でいらしたんですか？



ハイ、アタシ  
正直者アルネ。

あらあら…  
正直な娘ねえ。



なら、あなたの願い  
全部叶えてあげるわ。

何たって、日本ほど  
外国人に優しい国は  
ないんだから♪



誰に仕送りしてるの？

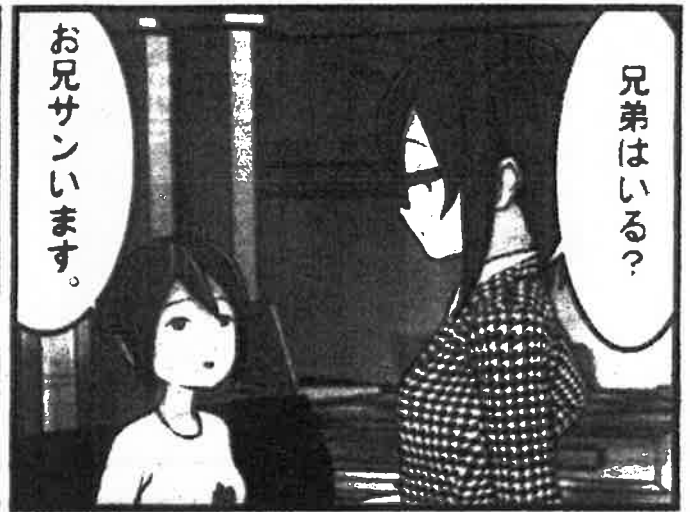
モチロン…

お父サンとお母サン  
アルネ。



ところでアナタ  
母国の家族に仕送り  
とかしてるの？

はい、少し…  
シてるアルヨ。







それだね、確定申告  
で「扶養家族」がいるよ  
って申告すると

「扶養控除」って  
いうものが  
取れるの。

フ…  
フヨウ…  
コウジヨ?



16歳未満 A

16歳以上19歳未満 38万 B

19歳以上23歳未満 38万 25万

23歳以上70歳未満 38万

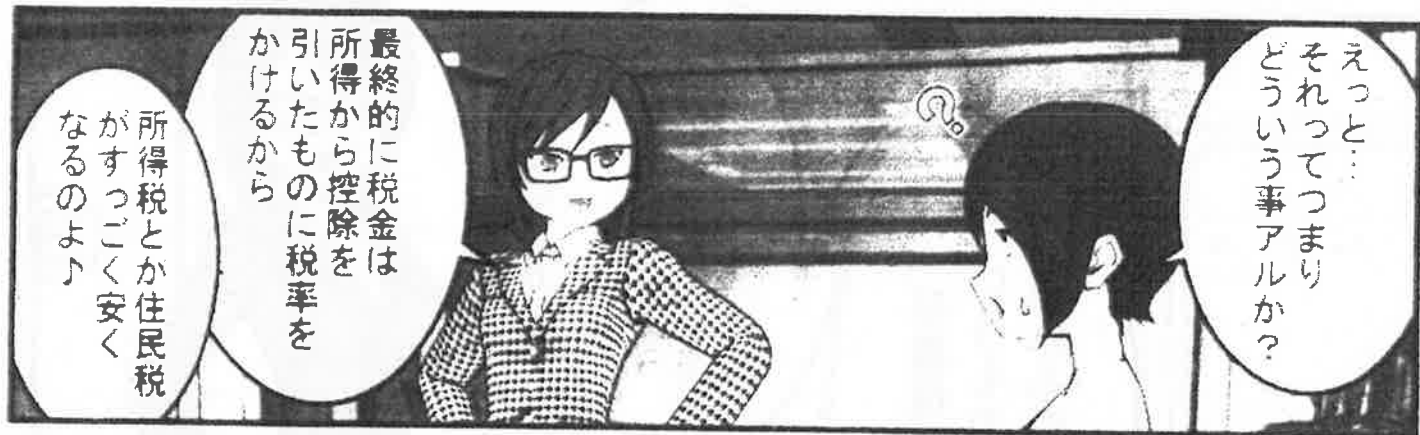
70歳以上 (同居以外) 38万 10万

70歳以上 (同居) 38万 20万

扶養控除ってのは  
納税者に「扶養家族」  
がいると所得から基本的  
に38万円の所得控除  
が受けられるの。

さらにこの扶養控除は  
対象となる扶養親族の  
年齢により、こんな風  
に金額が加算されるのよ。





えっと…  
それってつまり  
どういう事アルか？

最終的に税金は  
所得から控除を  
引いたものに税率を  
かけるから

所得税とか住民税  
がすっごく安く  
なるのよ！

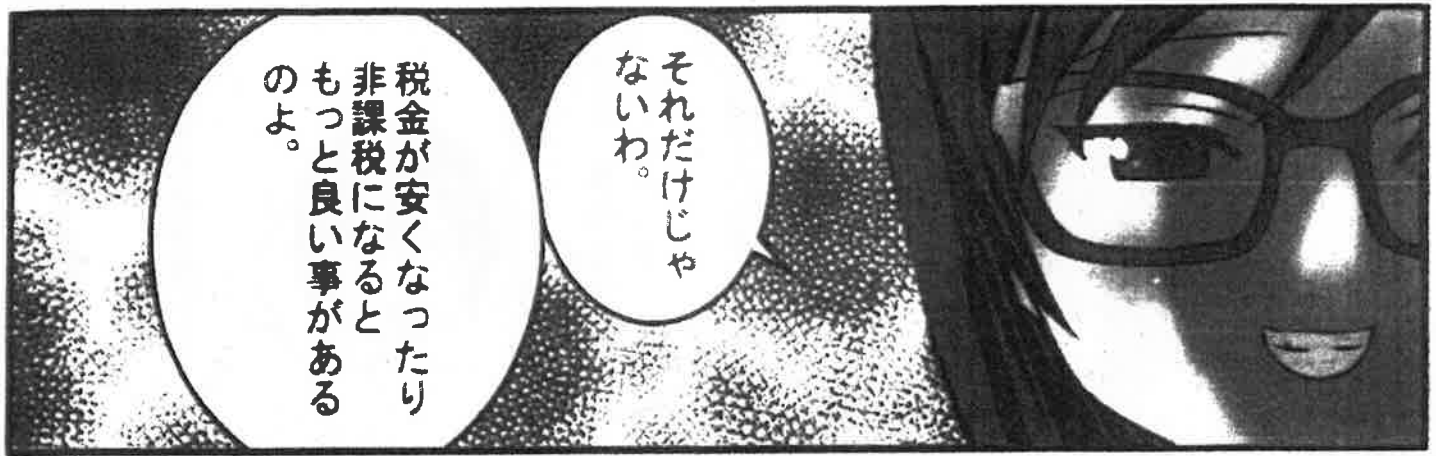


いや…  
扶養控除は6親等  
までかけられるから

ここにいるみんなの  
「扶養控除」を取ったら  
年収一千万でもガチで  
非課税にできるわね

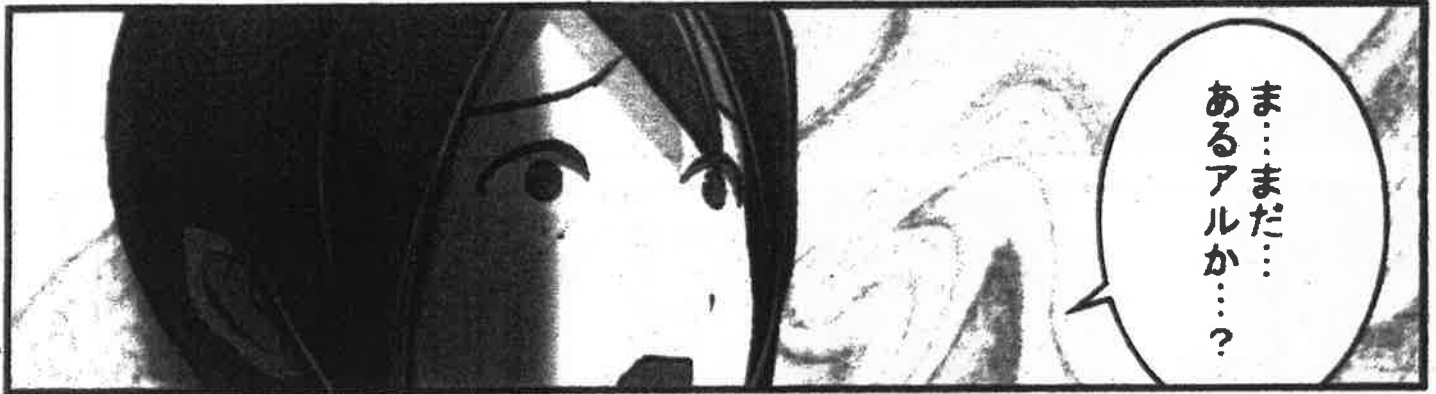
アイヤ  
税金0アルか？

○ 扶養控除  
△ 基礎控除  
□ 給与所得控除



それだけじゃ  
ないわ。

税金が安くなったり  
非課税になると  
もっと良い事がある  
のよ。



ま…まだ…  
あるアルか…？



国民健康保険も公営住宅  
の家賃も、そして保育園の  
保育費もみいくんな  
税額で決まるから

それらは全て皆  
最低額で済むのよ！



日本はいい国  
アル〜♪

でしょ？  
日本は外国人天国  
なのよ♪



アイヤ〜  
スゴイあるね〜！

まるで夢のような  
話アルネ〜♪



ハラゲロセンセイ  
アリガトアルネ。

確定申告の時期に  
なったらまた  
いらっしやいね。



…言っとくけど

扶養控除で税金の  
つてのは在日外国  
人だけの特典だか  
らね。



だって日本人なら  
国内にいる家族の  
仕事とか収入とか  
ぜ〜んぶ調べられ  
ちゃうし

扶養控除は二重に取る  
ことはできないから  
各家庭で扶養控除を  
取っている日本人では  
このようなことは  
できないよ♪

# 外国人特権の扶養控除制度の見直しを 求める意見書（案） 資料漫画について

行橋市議会にて一般質問を行ったのち、議事録の執行部答弁を武器とし、各種のロビー活動をもって行政に働きかけてまいりました。ネット上でも本漫画は多くのまとめサイトにて掲載、爆発的なアクセスとなり広く国民の知るところとなっております。この漫画は、問題周知のため作成された当時の広報資料です。すでに会計検査院が動き、調査結果が公開されておりますが、国外扶養控除適用額が100万円以上と多額に上っている国外扶養者をもつ外国人（及び外国人を配偶者とする者）の68.8%が非課税世帯（税額ゼロ）であることがわかりました。さらにこの中には所得金額900万円以上の者が17名もいたことが発覚しております。ここに「外国人が税制上、優遇されている証明」は、国の行政機関によってなされたと考えています。

国の制度の瑕疵により、地方自治体の予算を原資として外国人の生活扶助を行っている構図にあります。実態にそぐわない形で非課税世帯となった者が、有償の行政サービス（保育料・公営住宅・国保税などなど自治体ごとに異なる）の大幅な減免を受けており、純粋な日本人世帯と生活のイニシャルコストにおいて大きな差異が生じています。

結果として（日本人に比較し）外国人は安価な人件費で働くことができ、日本人若年層の労働単価が不当に押し下げられています。各種減免処置に容易にフリーライドできる外国人と異なり、厳格に納税せざるを得ない日本人のみは生活に困窮していく結果となり、特に地方における若年層を窮乏させ、デフレ脱却を困難にしてしまうのみならず、少子化にも大きな悪影響を及ぼすことは明白です。困窮者を救うためのセーフティネットが、日本人イジメの原資として運用されている実態にあります。

会計検査院が本問題を取り上げた後、自民党も呼応し税制改正大綱に反映、ザルに等しい手続きは厳格化されたものの、国外扶養親族が大量に存在する外国籍者（及び外国人を配偶者とする者）の根本的な構図は何も変わりません。

扶養控除制度の見直しを求めざるを得ず、徴税権を侵害されている地方自治体からこそ声を挙げて行く必要があると考えました。何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

# 出典・奥付

## 出典

行橋市議会 平成25年12月定例会 一般事務に関する質問  
<http://samurai20.jp/gijiroku/h2512/h2512-2/>

行橋市議会 平成25年 9月定例会 一般事務に関する質問  
<http://samurai20.jp/gijiroku/h2509/h2509-2/>

会計検査院 特定検査対象に関する調査状況・検査報告の概要  
<http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary25/index.html>

日本国民と在留外国人の扶養控除及び各種給付における不公平の是正  
並びに日本国民の雇用回復・ワーキングプアの解消に関する陳情  
(国会議員に対し行った議員会館持ち回り用の陳情)

<http://samurai20.jp/2014/10/g-huyou-c/>

## (告知協力)

保守速報 <http://hosyusokuhou.jp/>

ハムスター速報 <http://hamusoku.com/>

KAZUYA Channel <https://www.youtube.com/user/kazuyahkd>

RANDOMYOKO <https://www.youtube.com/user/randomyoko2>

JAPANISM (青林堂) ジャパニズム 22号 (28P~34P)

(告知協力欄は追加中)

## (賛同者)

小坂 英二 (荒川区議)

西村 幸祐 (作家・評論家)

小名木 善行 (作家)

(賛同欄は追加中)

## (漫画作成)

作成：平作漫画本舗店主  
<http://ameblo.jp/heisaku1701/>

原案：放浪者 (在日特権の真実)  
<http://ameblo.jp/hourousya0907/>

校正：わこくんくん!クッキー・バームクーヘンの部屋  
<http://c-baumkuchen.jugem.jp/>

## (ロビー活動)

調査協力：愛国女性のつどい 花時計  
<http://www.hanadokei2010.com/index.php>

行政資料作成支援：日本を護る市民の会  
行政書士・社会保険労務士 黒田大輔

意見書作成・校正：元都議会議員  
吉田康一郎

監修：行橋市議会議員 小坪慎也  
<http://samurai20.jp/>

# やんぱりあった！ 「外国人への税制優遇」

小川しんや  
市議会議員

## 議員の立場から公的に証明

在日側からは「都市伝説だ」とも言われている外国人への優遇制度。その制度を実際の数字を元に公開した小坪氏のブログはランキング1位となり、ネット上で注目の的となっている。

ネットで有名な「在日特権」が公的に証明された例はありません。ジャパニズムを手にとつてくださった方であれば、多く読者が「在日特権」という言葉を聞いたことがあるのではないのでしょうか。web上の保守論客であれば周知の単語であり、ネット上では常に潮上にあげられています。先般の橋下・大阪市長との対談で話題が有名になった団体があるが、正式名称は「在日特権を許さない市民の会」です。代表の著書は延々と売れ続け、本屋を見渡せば多くの機軸本が平積みされています。「在日特権」という言葉が若い世代を中心に一般化している証左とも言えるでしょう。

ネットで散々、語られる「在日特権・外国人特権」ですが、公的に、法的に証明された例はほとんどないのが実態です。相当な規模・金額で、この証明を完成させました。本件に関してはソース不定と

は言われません。この記事はネットを問わず、今後の保守活動にとって大きな武器となることでしょう。

**【具体例】ワーキングアア層で、年額50万円もの差。**

結論から述べます。外国人（もしくは外国人を配偶者に持つ者）は、税金を格安にできるカラクリがあるのです。同一労働・同一賃金であつても圧倒的に生活のインシヤルコストが安い。具体例を挙げますと、これは行橋市の場合ですが「年間所得200万（収入311万5千円）」の夫婦・子一人世帯ですと、左図のように年額50万円以上の差が出てきてしまいます。同じ仕事をして、同じ給料を得ていたとしても、まったく異なる生活レベルになってしまうのです。

## 【注目すべきは非課税世帯】

図の説明をします。所得税・市県民税の合算だけであれば、その

差は年額20万円程度です。これが50万円もの総額の差を生じている理由は、保育料の金額が30万円以上も異なるためです。なぜ安くなったかと言えば、市県民税、所得税が0円になったことで、「非課税世帯」となったためです。保育料を始めとして、地方自治体では有償の行政サービスを提供しているの

ですが、非課税世帯になると各種行政サービスが非常に安くなるのです。生活がギリギリ、生きるか死ぬかの世帯を指すわけで、非常に大きな減免があります。

行橋市の場合には非課税による大きな減免処置が保育料だけでした。が、「国民保険料税」「介護保険料」

（じみが少ないかも知れませんが）天涯孤独でない限りほとんどの人が利用しています。働いている方は皆さんご存じかと思えます。

扶養控除とは、誰かを養っている（扶養している）のであれば、その分、税金をまけてあげましょう、という制度です。養う（扶養する）とは大変なことで、また行政から見ても国民から見てもとてもありがたいことです。

働けなくなった高齢の親を養ったり、学生の子供を扶養する場合、同じ仕事をしていても生活レベルが全く異なります。誰からも扶養されず社会に放り出されてしまえば、生活保護に陥ってしまうかもしれません。所得のない親族を養っている場合には、「ありがとう」ということで税金を減免するわけです。扶養控除は、控除金額が非常に大きいため、実際に扶養していてもこの制度を利用していない例はまずありませ

「市営住宅などの公的住宅」「保育料」など多岐にわたる自治体も多くありました。よって、これ以上の大きな差を生じる自治体もたくさんあることでしょう。

## 外国人への税制優遇の仕組を扶養控除の説明

なぜ、このようなことが可能なのか。悪用されている制度は「扶養控除」です。非常に大きな控除枠があり（若年層にはな

日本国民と在留外国人の扶養控除および各種給付における不公平の是正ならびに日本国民の雇用回復・ワーキングアアの増進に関する事情

(扶養控除の人数について、増減させたシミュレーション結果)

シミュレーション条件  
家族構成:夫、妻、子1人(3歳未満);扶養控除対象外)  
年間所得:200万円(収入:311万5千円)

	日本人世帯	外国人世帯
市県民税	133,500円	0円
所得税	62,000円	0円
保育料	427,200円	108,000円
総額(年額)	622,700円	108,000円

※1 所得税および住民税シミュレーション  
※2 日本人世帯:全員日本国籍であり、所得上、租税控除は扶養でないと仮定。  
※3 外国人世帯:本人、もしくは配偶者が在留資格を有する血縁者を扶養し、扶養控除に入れていることであることと仮定。  
※4 本稿掲載のシミュレーションは、扶養控除の3つの控除のみを所得増減として計算。(出典:行橋市議会 平成25年度12月定例会 一般事務に関する質問(質問者/小坪貴也)に対する執行部答弁より)



ん。日本の家制度を税制面から形  
作っている制度でもあります。

「控除」の説明は少し難しいので  
すが、端的に言えば課税所得から  
減免するという事です。これだ  
けは伝わらないでしょうから具体  
例を挙げます。税金の仕組みなり  
ますが、税金とは「もらった給料  
など」にかかっています、これ  
を課税所得と言います。税金のか  
かる収入と感つてください。

所得が200万であったとして、

対象	対象年齢	控除金額
一般の控除 対象扶養親族	16～18歳 23～69歳	38万円(住民税は33万円)
特定扶養親族	19～22歳	63万円(45万円)
老人扶養親族	70歳以上	同居老親等の場合は56万円 (45万円) その他は48万円(38万円)

扶養親族(一般)が一人いると  
38万引きの162万円が課税所得  
です。当然、200万円に課税され  
るより税額は安くなります。さら  
に特定扶養親族が一人いたら63万  
円引き、課税所得は99万円に。税  
金はぐつと安くなります。追加で  
扶養親族がもう3人いた場合、38万  
円×3名＝114万円が課税所得  
から引かれる(控除される)ため、  
課税所得は「ゼロ円」になります。  
課税所得が0円であれば、当然、  
税金も0円になります。

簡単に言えば、課税所得が0円  
にさえなつてしまえば、税金も0  
円です、つまり「非課税世帯」に  
なります。

### 扶養控除を どんどん取ろう！

税金を安くしたいのであれば、  
扶養親族をどんどん増やしていけ

ば良いのです。しかし、そんなこ  
とはできませんし、できるはずも  
ありません。できるのであればみ  
んな税金は0円です。国は成り立  
ちません。しかし、できないのは  
日本人だけであり、外国人はでき  
るのです。

非常に大きな控除枠ですから、  
不正があつてはいけません。扶養  
親族にできるのは「働いてない人」  
ですから、収入がないか正確に調  
べています。また、同じ人を二重  
に扶養していないか、当然のこと  
ですが扶養に入れる方が生きてい  
るか死んでいるかもチェックしま  
す。本当に厳しくチェックしてい  
ます。まず不正は不可能でしょう。

### チェックできるのは国内だけ。 ザルな運用体制

「厳しくチェック」「不正は不  
可能」なのは日本国内だけなので

す。最大の問題ですが、当たり  
前のことを書きます。日本の法律  
が及ぶのは、基本的に日本国内だ  
けです。よつて、国外に居住する  
控除対象親族(以降、国外扶養親  
族)の実態はよくわかりません。  
他国には他国の法律があり、住基  
ネットが接続されているわけ  
はありません。収入がいくらある  
か、実際のところはわかりませ  
ん。生きてるか死んでいるか、  
そもそも本当に存在しているのか  
もわからないのです。

公的な資料に基づいていたとして  
も、世界中の言語が話せて読めて  
かつ世界中の公的書類の真贋(ど  
こかの国の住民票が本物が偽物か)  
を判断できる人はいるのでしょ  
うか。そんな人材は税務署の窓口  
にはまず間違いなくおらず、どこ  
かもつと給料のいいところで働い  
ています。よつて本人の自己申告や  
税理士を介しての申し立てに依存

しており、相当にひどい、ザルな  
運用がなされていることがわかり  
ました。はつきり言えば、不正が  
し放題なつたのです。

### 不正をしてなくても不公平

日本人の場合は、住基ネットに  
登録されていることもあり、二重  
扶養のチェック・収入の確認も徹  
底的にとられています。それ以前  
の問題として、確実に誰かの扶養  
に入っています。

しかし、外国人の親族はどうで  
しょうか。つまり、日本で働く外  
国人の「母国の親族」です。当然  
のことですが、日本において誰か  
の扶養に入っていることはありま  
せん。万が一、誰かの扶養に入  
つていたとしても、国外の居住者を  
住基ネットに登録しているわけ  
はないため、二重扶養のチェック  
も事実上できません。

また為替の問題があるため「か  
なりの金額を本国で稼いでいたと  
しても」円に換算すると扶養親族  
の条件を満たしてしまいます。自立  
して生計を営んでいたとしても、  
つまり制度の目的から言えば対象  
外であるはずの働いている親族で  
あつたとしても、日本円で基準を  
下回れば扶養親族の対象になつて  
しまいます。

はつきり申し上げますが、外国  
人の本国の親族、つまり国外扶養  
親族ですがこれは取り放題なのが  
実態です。

### 範囲の広い扶養控除

扶養控除は、とても広い範囲に  
適用されます。血族(自分の側)  
だと6親等、姻族(配偶者側)が  
3親等です。日本人も外国人も分  
け隔てなく、同じ制度になつてい  
ます。一見すると公平なのですが、

ここに問題があります。

6親等とは、縦で見ればひ孫のひ孫までが範囲。もちろん横にも伸ばせます。例えば、祖父の兄弟が4親等ですが頻りに会うことはないでしょう。祖父の兄弟の子供が5親等、会ったことはないかも知れません。祖父の兄弟の孫でやつと6親等です。6親等ともなると、一生のうちに会わない方もいるかも知れません。

**議事録ベースの数字の重み。  
公的な裏付け**

紹介した図表の数字は、ただの数字ではありません。議事録ベースの、執行部管弁による数字です。簡単に試算できる内容ではありませんが、私が議員として一般事務に関する質問（通称：一般質問）の場で、行政に問うた内容です。国会だけではなく、市議会において

も議事録とは公的なものです。議員である私が勝手に述べた数字ではなく、行政サイドが答えた数字なのです。

行橋市という自治体が「この金額です。」と述べているわけです。これこそまさにソースです。図表の下部に、「出典：行橋市議会平成25年度12月定例会 一般事務に関する質問（質問者 小坪慎也）」とありますが、これがあることで重みが出ている数字なのです。

**ネット上での  
言われなき批判・中傷**

上記の問題点を指摘した直後は、「そんなことはない」「ねつ造こじつけだ。」という言われなき批判・中傷も受けました。例えば、図における外国人世帯を「本人、もしくは配偶者であり、海外に居住する血縁者を簡便に入れること

ができる」と仮定」と定義してはいますが、取り放題で試算すればこうなるのは当然だ、という反論も頂きました。では、実際はどうなのでしょう。

**会計検査院による調査により**

9割の外国人に平均10・2名もの扶養者がいることが発覚

私のブログを読まれている方はご存じかと思いますが、会計検査院が調査に踏み切り結果が公表されています。会計検査院とは三権から独立した国の機関の一つであり、全ての監査を行います。会計検査院による調査とは、国による調査と言ってもいいでしょう。その結果であります、恐るべきものがごさいます。

扶養控除の申告額が300万以上になっている外国人（または配偶者）を調査したところ、9割が

国外に居住する親族を扶養し、扶養控除を受けていた。また、国外扶養者では平均10・2名もの扶養をとっていることが発覚した。このような人数は日本人では不可能だ。

また、「配偶者の兄弟姉妹、もしくは本人の叔父・叔母等」だが、国内扶養者では1・0%であったが、国外扶養親族の場合は57・6%を占めていた。置き換えて考えて頂きたいが、嫁の兄弟姉妹を養っている方は多くはないだろう。また叔父や叔母まで養っている方はどれほどいるだろう。日本国内だと1・0%だが、国外扶養親族だと約6割である。60倍という数字はおかしくないか。

この中には、我が国では就労していると考えられる23歳以上60歳未満の者が57・6%もいた。実際は、国外で生計を営めており制度の目的から考えれば扶養親族としては不適當な者も多数含まれる

のではないか。

さらに所得が多くなればなるほど、扶養親族が多くなるという謎の現象がわかりました。所得が増えれば親族が増える、ということ。あたかも無税にするかのように、です。

最後に圧巻の数字があります。なんと、国外扶養控除適用額が100万円以上と多額に上っている国外扶養者のうち、「税金がゼロ円の者が全体の68・8%」もいたのです。これらの中には所得金額が900万以上の者が17名いました。彼らは当然、非課税世帯であり、地方自治体から提供されるセーフティネットも適用されます。保育料から何から、全てが安くなるのです。詳しい数字はブログにて公開中の調査結果の本文を読んで頂くよりありませんが、これを日本人差別と言わずして何と云うのでしょうか。外国人特権は、やはりあるではないか！

**低賃金化・ワーキングプアの蔓延**

これは日本人イジメです。外国人のみは、生活のインシャルコストが極めて低く、同一労働・同一賃金であつても日本人比で月額5万円近くも安く求職できることになっているのです。よって製造業を始めとした、ある意味でのセーフティネット、日雇い労働等の単価が不当に押し下げられていく美態があります。不当に押し下げられた賃金により、厳格に徴税を受ける日本人のみはワーキングプアに転落してしまう要因となっているのです。

しかし大企業は利益をあげるのでしょう。外国人を安く雇え、また日本人の賃率も下がってしまうからです。地方自治体の福祉予算を原資とし、賃金を押し下げるための生活扶助費に転用されている構図にあります。各種セーフティ

<編集事務局の皆様へ>

紙資源節約と経費上の問題より、縮小コピーとせざるを得ませんでした。お手数ではありますが、拡大してのち回覧、配布して頂けると幸いです。

<謝辞>

本原稿は、有償の商用誌に寄稿させて頂いたものです。議会配布用として快く再使用の許可を頂いたJAPANISM(青林堂)編集部の皆様へ深く感謝いたします。続編として、23号においても寄稿させて頂いて頂いております。もし良ければweb等でお求め頂けますと幸いです。

<一部の税理士について>

続編は、税理士の実態を追及した内容になります。本問題には、一部の心無い税理士の存在が大きな影響を与えてきました。彼らは、制度を理解した上で、外国人側に「還付金が取れる」と呼びかけ、web広告を駆使して集客、行政側への折衝代行をビジネスとしてきたのです。

<地方行政における一般事務について>

地方自治体の税務部門は、有資格者らに蹂躪され、極めて不合理な前例をとられておりました。中には、国外に10万円を送金した後、受け取った先に扶養しているものが30人いると強弁、「30人分の扶養控除」を勝ち取ったことを誇る税理士もありました。それが外国人を対象としたweb広告の前身であります。扶養30人とは、所得1千万円でも非課税となるレベルです。過去の納税分に遡り、還付金を自治体より得る手法です。そこから手数料を得ているのでしよう。

26

<議員の動きが必須>

異動も頻繁な窓口部門では、合法であることを理解し、本件に特化した「意図を持った有資格者」と対抗することは不可能です。議員各位の協力和相互認識が不可欠であり、納税の公平性を保つことはすでに難しい状況にあります。上記の部分が相当にザル(現金の手渡しすらも、手書きのメモで送金と認める等)であったのですが、その部分については税制改正大綱に反映、一部は是正されております。しかしながら、制度自体の変更はなく、今まで通り扶養控除を取り放題というのが現在の状況です。

<ネット世論について>

本件をblogで取り上げてのち、多くのまとめサイトから強力な支援を受け、政治プログラムキングで一位を獲得。さらに総合(芸能人から釣り・料理、ギャンブルまで全てを含む)で一位を獲得、登録総数120万サイトで名実ともに国内トップとさせて頂きました。現在も政治力テグロリにおいて10位圏内を維持させて頂いております。

ネット世論は、ひいては国民の世論は、本問題について国も無視できないレベルで相当に周知されております。世論喚起がなされた今、諸先輩方と共に制度改正に向けて進みたいと思っております。

<出版について>

本件については出版の動きがあり、その際には各自治体ごとの意見書の採択状況を記載させて頂く予定です。意見書の採択数をもって、地方議会の意思を示し、地方自治体の威厳を示し、最終的には税法自体の改正に漕ぎつきたいと祈るものです。

ネットにフリーライドできる外国人は生活できる、大企業も人件費を抑えることができる。しかし日本人の目線から見ると、賃金は不当に押し下げられるておりデフレ脱却を困難にする要因となっていることは明らかです。

本問題は国税(確定申告)等に起因するものであり、地方自治体ではどうしようもありません。国の制度の瑕疵であることは明白であり、実態調査のみならず直ちに改善する必要があります。そのため、陳情書を作り上京、国会議員に直接陳情してまわり制度の問題を訴えました。

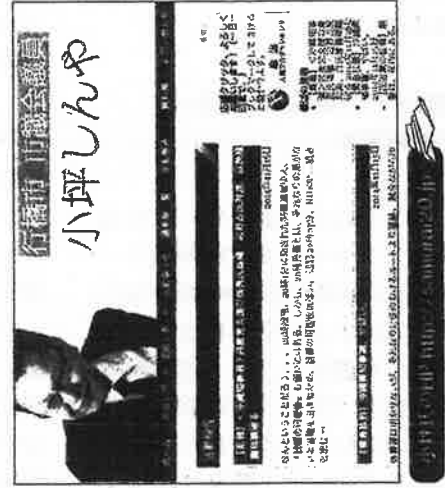
注1 環遊(かし):法律上の欠点や欠陥  
陳情書の最後の言葉をここに紹介します。

国の制度の瑕疵により、地方自治体の予算を原資として外国人の生活扶助を行っている構図にあります。結果として労働単価を不当に

押し下げてしまっている。困窮者を救うためのセーフティネットが日本人イジメの原資として運用されている実態にある。各種減免処置に容易にフリーライドできる外国人と異なり、厳格に納税せざるを得ない日本人のみは生活に困窮していく結果となり、デフレ脱却を困難にしてしまうのみならず、少子化にも大きな悪影響を及ぼすことは明白である。

会計検査院が本問題を要求した今こそ国政がこれに呼応することで、不公平な制度の改善を行うことが強く求められている。

今後、地方自治法第99条による意見書や国会法に基づく請願などを用いて、一人の市議会議員として本問題を解決していきたい。政治問題化させる必要があり、ネットで騒ぎにならねばどうしようもありませんでした。多くのプログラの皆様や、保守速報・ハムス



ター速報等のまとめサイトの協力があつてここまでこぎつけることができました。またプログラムキングの順位をもつて国政への圧力、武器としてきました。毎日の応援クリックを頂いている支援者の皆様。この場を借りてお礼を伝えたい。ありがとうございます。今後もしつかり戦つてまいります。

## 日本国外に居住する控除対象扶養親族に係る扶養控除の適用状況等について

### 1 検査の背景

#### (1) 所得税の所得控除の概要

居住者の所得税額は、所得税法に基づき、個人の年間の所得金額から所得控除の額を差し引いた課税所得金額を基礎として計算することなどとなっている。所得控除は、納税者の個人的な事情を考慮して税負担を調整するものであり、居住者に対する所得控除としては、現在、基礎控除、扶養控除、生命保険料控除等、計14種類がある。このうち、基礎控除、扶養控除等は、扶養親族を有しているなどのため経済的負担が生ずるといった、納税者の税負担能力（以下「担税力」という。）を減殺させる基本的な事情を考慮するために設けられたものとされている。

#### (2) 扶養控除制度の概要

##### ア 扶養控除制度の変遷

扶養控除制度は、18歳未満又は60歳以上の同居の家族等がいる場合には、納税者の担税力に差があることを考慮して、大正9年に創設された。その後、シャープ勧告に基づく昭和25年の税制改正において、年齢に関係なく納税者と生計を一にする親族で所得金額が12,000円以下である者についても扶養親族の範囲とされた。

そして、平成22年度に、「所得再分配機能の回復」及び「控除から手当へ」との考え方に基づき中学校修了までの子どもを支給対象とした子ども手当の制度が創設されるとともに、23年分の所得税額の計算の際から扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除が廃止されるなどした。なお、子ども手当については、海外に居住し続けると考えられる者に支援を行うことは次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するためという同手当の目的に鑑みて適切でないと考えられること及び生計を一にしている事実関係の確認等が困難なことから、23年10月以降は、同手当の支給対象となる子どもは、留学中の場合を除き日本国内に住所を有することという要件が追加されている。

##### イ 扶養控除の適用要件等

23年以降における扶養控除の対象となる者（以下「控除対象扶養親族」という。）は、所得税法に基づき、当該年の12月31日（納税者が年の途中で死亡した場合は、その死亡のときなど）の現況で、①配偶者以外の親族（六親等内の血族又は三親等内の姻族をいう。）等であること、②納税者と生計を一にしていること、③年間の合計所得金額（控除対象扶養親族が所得税法上の非居住者である場合には、国内での合計所得金額）が38万円以下であること、④16歳以上であることなどの要件を満たす者となっている。

このうち、②の「納税者と生計を一にしていること」については、所得税基本通達によれば、起居を共にしていない場合においても、常に生活費等の送金が行われているときなどには、生計を一にするものとされている。そして、扶養控除の額は、所得税法及び租税特別措置法の規定により、控除対象扶養親族の種類別に定められた一人当たりの扶養控除の額（38万円、48万円、58万円又は63万円）に、控除対象扶養親族の人数を乗じて計算することとなっている。

##### ウ 扶養控除の申告実績

所得税額の計算において、扶養控除の適用を受けるには、納税者の確定申告等による方法と、給与所得者の年末調整による方法とがある。そして、申告所得税の納税者（確定申告をした者の

うち、所得税の納税額があった者）における24年分の扶養控除の申告者数は約98万人で、扶養控除の申告額は6376億余円となっている。これを納税者一人当たりで見ると、控除対象扶養親族の人数は1.34人、扶養控除の申告額は65万余円となる。また、1年を通じて勤務し、年末調整を行った給与所得者における24年分の扶養控除の申告者数は約714万人となっている。

### (3) 扶養控除の適用手続

所得控除のうち生命保険料控除の適用を受ける際には、生命保険料の金額等を確認するため、これらを証明する書類を確定申告書等に添付することなどが所得税法施行令等に定められているのに対して、扶養控除の適用を受ける際には、控除対象扶養親族の要件を満たしていることを証明する書類を添付することが法令に定められていない。

このため、税務署は、国内に居住する控除対象扶養親族（以下「国内扶養親族」という。）については、必要に応じて、市町村等から国内扶養親族の住民票を取り寄せたり、市町村等が保有する給与支払報告書等を調査したりなどして、控除対象扶養親族の要件を満たしているかを確認している。一方、国外に居住する控除対象扶養親族（以下「国外扶養親族」という。）については、納税者の協力を得て、出生証明書等の控除対象扶養親族の氏名、生年月日、納税者との続柄等を確認できる書類（以下「続柄証明書類」という。）及び送金依頼書等の送金の事実を確認できる書類（以下「送金証明書類」という。）の提出又は提示を求めている。

## 2 検査の着眼点

所得税の所得控除は、納税者の個人的な事情を考慮して税負担を調整するために設けられたものであり、公平で有効な制度として機能することが求められている。このうち、扶養控除についてみると、国内扶養親族については市町村等との連携により控除対象扶養親族の要件を満たしていることを税務署が確認できるが、国外扶養親族については納税者の協力による書類の提出又は提示にとどまっていることから、要件を適正に満たしているかを確認することが困難な状況になっていると思料される。そして、国際化の進展に伴い、外国人労働者や国際結婚の増加等により、国外扶養親族を控除対象扶養親族とする納税者が増加してきていると思料されるなど、社会情勢が大きく変化している。

そこで、本院は、扶養控除の適用状況はどのようになっているか、扶養控除は社会情勢の変化に対応して有効かつ公平に機能しているかなどに着眼して、検査を実施した。

## 3 検査の状況

### (1) 扶養控除の適用状況

#### ア 控除対象扶養親族の状況

24年分の所得税の確定申告書等における扶養控除の申告額等が300万円以上と多額になっている納税者1,576人に係る扶養控除適用額は、計51億4743万余円であった。このうち、所得税額の計算において扶養控除適用額がない納税者22人を除く1,554人についてその国籍をみると、確定申告書等に添付された在留カード等により納税者が外国人であることを確認できた者が542人、日本人と思料される者が942人、不明の者が70人であった。また、上記の日本人と思料される942人のうち、配偶者が外国人であると確認できた者は761人であった。

(注) 扶養控除適用額 所得金額に扶養控除以外の所得控除を適用したその残額から更に控除できる扶養控除の額

上記1,554人のうち控除対象扶養親族全員の居住国・地域が確認できた納税者1,426人が申告した控除対象扶養親族は、国内扶養親族が1,264人、国外扶養親族が12,786人（居住国・地域別の内訳は、フィリピン共和国8,342人、ブラジル連邦共和国1,330人、中華人民共和国821人、その他の

国・地域2,293人である。)の計14,050人であった。

そして、上記1,426人のうち、国内扶養親族のみを扶養控除の対象としている納税者(以下「国内扶養者」という。)は130人であったのに対して、国外扶養親族も扶養控除の対象としている納税者(国外扶養親族のみを扶養控除の対象としている納税者を含む。以下、これらの納税者を「国外扶養者」という。)は1,296人と、全体の9割を占めていた。そして、納税者一人当たりの控除対象扶養親族の人数をみると、11人以上となっているのは国外扶養者のみであった。また、国内扶養者では平均5.9人であるのに対して、国外扶養者では平均10.2人と多い傾向にあった。

また、前記の1,426人が申告した控除対象扶養親族14,050人について納税者との続柄をみると、納税者の配偶者の兄弟姉妹等である二親等の姻族及び配偶者の叔父、叔母等である三親等の姻族が、国内扶養親族では計13人と国内扶養親族全体の1.0%にとどまっているのに対して、国外扶養親族では計7,368人と国外扶養親族全体の57.6%を占めていた。さらに、上記の控除対象扶養親族14,050人について24年12月31日時点の年齢をみると、一般に我が国では就労していると思料される23歳以上60歳未満の者(以下「扶養成年層」という。)の国内扶養親族又は国外扶養親族全体に占める割合が、国内扶養親族では9.6%(1,264人中122人)と低いのに対して、国外扶養親族では57.6%(12,786人中7,368人)と高くなっていた。

#### イ 納税者の所得金額と推計減税額等の関係

前記の国外扶養者1,296人が申告した国外扶養親族12,786人に係る扶養控除適用額(以下、国外扶養親族に係る扶養控除適用額を「国外扶養控除適用額」という。)は計41億5485万余円であり、これを基に推計した所得税の減税額(以下「推計減税額」という。)は計4億9858万余円になっていた。

そして、これら国外扶養親族の人数、国外扶養控除適用額及び推計減税額と所得金額との関係を所得金額の階層別にみると、所得金額が695万円未満である納税者1,013人が申告した国外扶養親族は平均8.9人、国外扶養控除適用額は平均265万余円、推計減税額は平均20万余円となっていた。これに対して、所得金額が1800万円以上の納税者25人では、それぞれ14.2人、606万余円、222万余円となっていた。このように、所得金額の階層が高額になるほど、納税者一人当たりの国外扶養親族の人数は多く、国外扶養控除適用額及び推計減税額は多額になっていた。そして、国外扶養控除適用額が100万円以上と多額に上っていて、所得金額から所得控除の額を差し引いた課税所得金額が0円となり、所得税が課税されていない者が計892人(国外扶養者全体に占める割合68.8%)おり、これらの中には、所得金額が900万円以上の者が17人いた。

#### (2) 扶養控除に係る提出書類等の状況

前記の国外扶養者1,296人について、扶養控除の適用要件を確認するための書類の提出状況を見ると、続柄証明書類を提出している納税者が1,077人、送金証明書類を提出している納税者が1,132人、いずれも提出していない納税者が56人となっていた。

そして、上記1,296人のうち1,077人が提出した続柄証明書類の状況をみると、国、地方公共団体等の公的機関が作成した出生証明書等を提出している納税者が994人、公的機関以外が作成した書類を提出している納税者が83人となっていた。しかし、これら提出された続柄証明書類の内容をみると、発行年月日が古かったり、住所が記載されていなかったりなどして、国内扶養親族に係る住民票等と異なり申告した年における控除対象扶養親族の生存の有無や住所を確認することができないものが見受けられた。

次に、前記1,296人のうち1,132人が提出した送金証明書類の状況を見ると、送金依頼書等の金融機関等を通じて送金したことを証明する書類を提出している納税者が593人となっていた。一方、納税者やその配偶者等が帰国した際に現金を手渡したとしている申立書を提出している納税者が218人、納税者の友人等の控除対象扶養親族以外の第三者に現金を手渡して、その第三者が帰国した際に控除対象扶養親族に現金を手渡したとしている申立書を提出している納税者が241人となっていた。また、控除対象扶養親族が納税者の銀行口座等から現金を引き出したとして、当該銀行口座等の入出金記録等を提出している納税者も80人いたが、これについては、実際に誰が現金を引き出したかを確認できないものであった。

そして、送金証明書類を提出している納税者1,132人のうち、提出された送金証明書類から送金額が確認できた納税者1,123人について、国外扶養控除適用額と送金額との関係を見ると、国外扶養控除適用額に対する送金額の割合が20%未満であり、国外扶養控除適用額と比較して送金額が相当下回っている納税者が361人いた。このように、担税力が減殺された分を相当上回る国外扶養控除適用額になっていると思料される納税者が多数見受けられた。

#### 4 本院の所見

本院は、所得税の確定申告書等における扶養控除の申告額等が多額な納税者について、扶養控除は社会情勢の変化に対応して有効かつ公平に機能しているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 国外扶養者は、国内扶養者と比較して、納税者一人当たりの控除対象扶養親族の平均人数が多く、納税者からみて二親等の姻族及び三親等の姻族並びに扶養成年層を扶養しているとする者も多数見受けられた。また、多数の国外扶養親族を扶養控除の対象としており、国外扶養控除適用額が多額に上ることにより所得税が課税されていない者が多数見受けられた。

イ 国外扶養親族については、統柄証明書類及び送金証明書類が税務署に提出されていなかったり、提出されていても、国内扶養親族の場合と異なり申告した年における控除対象扶養親族の生存の有無及び住所を確認できなかったり、納税者の友人等の第三者を通じるなどして現金を手渡したとしている申立書のみが提出されていて送金の事実を確認できなかったりなどして、控除対象扶養親族の要件を満たしているかについて税務署が十分に確認できない状況となっていた。そして、国外扶養控除適用額と比較して、国外扶養親族への送金額が相当下回っており、担税力が減殺された分を相当上回る国外扶養控除適用額になっていると思料される者も多数見受けられた。

以上のとおり、国外扶養者については、国内扶養者と異なり多数の親族を扶養控除の対象としているのに適用要件を満たしているか十分な確認ができていないまま扶養控除が適用されているなどの状況となっていた。

近年、我が国においては国際化の進展に伴い、外国人労働者や国際結婚等が増加しており、これにより国外扶養者が増加するなど、扶養控除制度創設当時と大きく社会情勢が変化している。

については、このような社会情勢の変化及び本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、財務省において、国外扶養親族に係る扶養控除制度の在り方について、引き続き、様々な視点から有効性及び公平性を高めるよう検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも扶養控除の適用状況について、引き続き注視していくこととする。

出典：会計検査院

平成25年度決算検査報告の概要

(8) 特定検査対象に関する調査状況

日本国外に居住する控除対象扶養親族に係る扶養控除の適用状況等について

<http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary25/index.html>

# 平成27年度税制改正大綱

平成26年12月30日  
自由民主党  
公明党



## 目 次

第一 平成 27 年度税制改正の基本的考え方	1
第二 平成 27 年度税制改正の具体的内容	13
一 個人所得課税	13
二 資産課税	41
三 法人課税	60
四 消費課税	82
五 国際課税	105
六 納税環境整備	113
七 関税	122
第三 検討事項	124

## VII 円滑・適正な納税のための環境整備

国外居住親族に係る扶養控除等の適用の適正化の観点から、その適用を受ける納税者に対して、親族関係書類等の添付等を義務付ける。

マイナンバーが付された預貯金情報を税務調査において効率的に利用できるようにする観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務付ける。

納税者の国税関係書類の保存に係るコスト削減等を図る観点から、スキャナ保存制度の要件を緩和する。税務手続の電子化を促進する観点から、個人の納税者が行う電子申告において電子署名を不要としID・パスワードによる申告を可能とする等、電子申告の手続の簡素化を進める。

地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点から一定の事項について

-11-

は条例で定めることとした上で、国税の昨年度の改正を踏まえた所要の見直しを行う。個人住民税等における還付加算金の起算日について所要の見直しを行う。

また、税制を円滑かつ公平に執行するため、必要な定員の確保等の税務執行体制の一層の充実を図る。

-12-

(※ 特記 : 紙資源節約のため、11頁の該当箇所(下段)と12頁を同一頁として印刷。)

出典：[http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/126806\\_1.pdf](http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/126806_1.pdf)

する場合又は同日以後の贈与、相続若しくは遺贈について適用する。

(注2) 上記⑦ロの特例は、平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出に相当する事由があった場合等について適用する。

(2) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

- ① 確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととする。ただし、下記②又は③により提出し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示を要しないこととする。
- ② 給与等又は公的年金等の源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（以下「扶養控除等」という。）の適用を受ける居住者は、親族関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととする。
- ③ 給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は送金関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととし、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととする。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類をいう。

- ① 戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）

(注2) 上記の「送金関係書類」とは、その年における次の①又は②の書類で、その非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要の都度、行われたことを明らかにするものをいう。

- ① 金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払

が行われたことを明らかにする書類

- ② いわゆるクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類

(注3) 親族関係書類又は送金関係書類が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等しなければならない。

(注4) 上記の改正は、平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税について適用する。

(3) 確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金（仮称）について、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。
- ② 個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者について、現行の個人型確定拠出年金制度に係る税制上の措置を適用する。

なお、個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される者の拠出限度額については、次のとおりとする。

- イ 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がない場合） 年額 24 万円  
 ロ 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がある場合） 年額 14.4 万円  
 ハ 確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者 年額 14.4 万円  
 ニ 第三号被保険者 年額 27.6 万円

(注) 上記イ及びロの企業型確定拠出年金加入者については、その者が①マッチング拠出を行わないこと及び②個人型確定拠出年金制度の加入者になることができることについて、企業型確定拠出年金の規約に定めがある場合にのみ個人型確定拠出年金制度への加入を可能とする。この場合の当該企業型確定拠出年金制度の拠出限度額（他の企業年金がない場合：年額 66 万円、他の企業年金がある場合：年額 33 万円）は、他の企業年金がない場合は年額 42 万円、他の企業年金がある場合は年額 18.6 万円とする。

- ③ 確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度に年金資産の移換がされた場合並びに合併等に伴い確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度と中小企

- イ 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がない場合） 年額 24 万円
- ロ 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がある場合） 年額 14.4 万円
- ハ 確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者 年額 14.4 万円
- ニ 第三号被保険者 年額 27.6 万円

(注) 上記イ及びロの企業型確定拠出年金加入者については、その者が①マッチング拠出を行わないこと及び②個人型確定拠出年金制度の加入者になることができることについて、企業型確定拠出年金の規約に定めがある場合にのみ個人型確定拠出年金制度への加入を可能とする。この場合の当該企業型確定拠出年金制度の拠出限度額（他の企業年金がない場合：年額 66 万円、他の企業年金がある場合：年額 33 万円）は、他の企業年金がない場合は年額 42 万円、他の企業年金がある場合は年額 18.6 万円とする。

- ③ 確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度に年金資産の移換がされた場合並びに合併等に伴い確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度と中小企業退職金共済制度間で年金資産等の移換がされた場合の移換後の各制度における給付等について、現行の税制上の措置を適用する。
  - ④ その他所要の措置を講ずる。
- (3) 小規模企業共済法の改正を前提に、同法に基づき支給される次の共済金等については、引き続き退職所得控除及び公的年金等控除の対象とする。
- ① 個人の小規模企業者が、配偶者又は子に対する事業譲渡により廃業した場合に、当該事業譲渡以外の事由による廃業の場合と同様に支払われる共済金
  - ② 65 歳以上の会社等役員が、疾病等以外の事由により退任した場合に、疾病等の事由により退任した場合と同様に支払われる共済金
  - ③ 共同経営者が独立開業した場合に、共済契約の掛金納付月数を通算して支払われる共済金等
- (4) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法の施行に伴い、同法に基づき設立される国立研究開発法人日本医療研究開発機構を公共法人等が支払を受ける利子等に係る非課税措置等の対象とする。
- (5) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により新たに支給されることとなる特別弔慰金について、次の措置を講ずる。
- ① 個人住民税を課さないこととする。

- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
- (6) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。
- ① 個人住民税を課さないこととする。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 障害年金を受けている者を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。
- (7) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所を公共法人等が支払を受ける利子等に係る非課税措置等の対象とする。
- (8) 福島再開投資等準備金制度の創設

福島復興再生特別措置法の改正を前提に、同法の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた個人で帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域として設定された区域内に平成 23 年 3 月 11 日において事業所を有していたものが、積立期間内の日を含む各年において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する支出に充てるため、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された投資予定額の 2 分の 1 相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その年において必要経費算入できることとする。

この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける減価償却資産の特別償却実施額に相当する金額を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日を含む年の翌年から 3 年間でその 2 年を経過する日を含む年終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、総収入金額に算入する。

(注) 上記の「積立期間」とは、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する資金の積立期間をいう。

上記に伴い、福島再開投資等準備金を積み立てている個人の積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日が、その避難解除等区域復興再生推進事業実

税制改正大綱にて、処理の厳格化が謳われている。多くの枚数を割いており、国政においても強く認識していることが伺える。これはweb上にて本制度の問題が徹底的に周知された結果とも言えるのではないかと。また国税分野・地方税分野を分けて触れているが、生活実態にそぐわない形で非課税世帯となった場合(主として民生費という形で)地方自治体の負担のほうが大きいことを、国政においても認識しているという表れではないだろうか。税制改正大綱を受けて、国税庁より下記の通達が各法人に配布されている。

しかしながら、申請における処理が厳格化されたのみであり、実際に外国人(もしくは外国人を配偶者に持つ者)は、国外に親族がいる場合、日本人のみの世帯に比較し、凄まじい数の控除を受けることができる実態には何ら変わりはない。制度自体の変更は、税制改正大綱では触れられておらず、さらなる改善が必要だと考えている。

# 源泉所得税の改正のあらまし

平成27年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃より格別のご協力をいただき感謝しております。さて、平成27年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

- (注) 1 このパンフレットは、平成27年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。
- 2 このパンフレットにおける税率は、所得税のみの税率となっております。所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする際は、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要がありますので、ご注意ください。

**1 非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示しなければならないこととされました。**

この改正は、平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税について適用されます。

(1) 給与等又は公的年金等の源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除(以下「扶養控除等」といいます)の適用を受ける居住者(納税者)は、当該親族に係る「親族関係書類」<sup>(注)</sup>を源泉徴収義務者に提出する扶養控除等申告書等に添付し、又はその申告書等の提出の際に提示しなければならないこととされました。

(注) 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者がその居住者(納税者)の親族であることを証するものをいいます(以下同じです)。

- ① 戸籍の附票の写しその他の戸又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の捺印の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居住の記載があるものに限ります)

(2) 給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者(納税者)は、「送金関係書類」<sup>(注)</sup>を源泉徴収義務者に提出する扶養控除等申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされ、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者(納税者)は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出する配偶者特別控除申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。

(注) 「送金関係書類」とは、次の書類でその居住者(納税者)がその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、香人に行ったことを明らかにするものをいいます(以下同じです)。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者(納税者)からその親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその居住者(納税者)から受領したことを明らかにする書類

(3) 確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除等又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととされました。ただし、上記1)又は2)により提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。

(4) 上記1)～3)において、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等する必要があります。

(仮称)須賀川市民交流センター建設工事地元企業への優先発注に関する陳情書

平成27年9月24日

須賀川市議会議長 広瀬 吉彦 様

陳情者の住所及び氏名

須賀川市

須賀川市管工事協同組合

理事長 大塚 博文

須賀川市

県南電気工事協同組合須賀川支部

支部長 丸藤 隆

【陳情趣旨】

1. 市民交流センター新築工事の機械設備工事・電気設備工事の地元業者への分離発注について

震災から4年半が過ぎ復興工事等も終盤に来ていると思います。我々設備、電気業者も日々の業務に努力しているところです。しかしこの先を考えると、今後は震災前の様に建設業界が落ち込んでいく事が予想されますので、非常に不安にならざるを得ません。

地元ならではのフットワークを活かし公共施設等の非常時の対応・維持管理を担うため、若年層の確保・育成を目指し、地元経済活性化に寄与したいと思えます。

現在、須賀川市には、機械設備業者Aクラス8社、電気設備業者Aクラス6社他数多くの業者が在籍しています。

須賀川市の地元業者によるJVで担当することができれば就労者の確保・技術の提供、将来における維持管理等を確実に実行できると考えます。合わせて地元経済の活性化に寄与できると考えます。県内においては福島市・喜多方市にて実施しています。

(事例)

福島市庁舎新築工事

機械設備工事 地元業者3業者JV 2分割 (給排水衛生設備工事・空気調和設備工事)

電気設備工事 地元業者3業者JV

喜多方市市庁舎新築工事

機械設備工事 地元業者2業者JV 2分割 (給排水衛生設備工事・空気調和設備工事)

電気設備工事 地元業者2業者JV





以上の事例ご参考にいただき地元企業の受注機会の確保にご配慮願います。

今後とも我々地元業者は、企業努力を重ね人材の確保・育成・技術力の向上・地域経済の活性化に寄与することに邁進してまいりますので、地元発注にご高配たまわりますようお願い申し上げます。

以上よろしくお願い申し上げます。

#### 【陳情事項】

地元業者の育成と同時に地域経済の活性化の為、地元業界の実情を御賢察の上、上記の項目につきまして実現されますよう御高配を賜りますよう陳情申し上げます。